

委託事業者の
注意ポイント！

新たなルールに注意！

令和8年1月1日から、「下請法」は「取適法（トリテキ法）」に変わります。

取適法施行（令和8年1月1日）に伴い、同日以降に発注した取適法適用対象取引では、新たに以下の行為が禁止されます！

！ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

- ・ 中小受託事業者からの価格協議の求めに応じずに、一方的に代金を決定することは違反になります。

※ 協議を明示的に拒む場合だけでなく、例えば、協議の求めを無視したり、協議を繰り返し先延ばしにしたりして、協議を困難にさせる場合も違反になります。

！ 手形払等の禁止

- ・ 手形による代金の支払いは違反になります（「支払遅延」に該当）。
- ・ 電子記録債権やファクタリングを使用する場合にも、支払期日（最長で、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内）までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものは違反になります（「支払遅延」に該当）。

例えば、以下の場合には取適法に違反することとなります。

- ① 製造委託等代金の支払期日より後に満期日が到来する場合に中小受託事業者において割引を受ける等の行為が必要なとき
- ② 中小受託事業者を受取手数料等の負担が生じるとき

※ 上記②に関して、決済に伴い一時的に受取手数料等の負担が生じる場合であっても、あらかじめ書面等による合意の上、製造委託等代金の支払期日までに当該負担分を委託事業者が補填し、中小受託事業者が製造委託等代金の支払期日に代金満額相当の現金を受け取れるようになっていれば問題とはなりません。

！ 振込手数料を負担させることの禁止

- ・ 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くことは違反になります（「減額」に該当）。



● 下請法（下請代金遅延等防止法）の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます。

法律の概要

本法は、①取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託）と②資本金基準又は従業員基準によって「委託事業者」と「中小受託事業者」を定義づけ、委託事業者の義務と禁止行為を規定する規制法。

委託事業者の4つの義務項目

(1) 注文書の交付、(2) 書類作成・保存、(3) 支払期日を定める、(4) 遅延利息支払

委託事業者の11の禁止項目

(1) 受領拒否、(2) 代金の支払遅延、(3) 代金減額、(4) 返品、(5) 買ったたき、(6) 購入強制・利用強制、(7) 報復措置、(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済、(9) 不当な経済上の利益の提供要請、(10) 不当な給付内容の変更・やり直し、(11) 協議に応じない一方的な代金決定

適用対象取引

対象取引 = 取引の内容 + 資本金/従業員基準
(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下	→		資本金1千万円以下
	従業員300人超	→		従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下	→		資本金1千万円以下
	従業員100人超	→		従業員100人以下

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法	→	製造委託等に係る中小事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 ※
下請代金	→	製造委託等代金
親事業者	→	委託事業者
下請事業者	→	中小受託事業者

※法律の略称については、「中小受託取引適正化法」又は「取適法」となります。

【お問い合わせ先】
経済産業省 北海道経済産業局 産業部 取引適正化推進室
TEL：011-709-2311 内線：2579 E-mail：bzl-hokkaido-tenka@meti.go.jp